

MFP 保守サービスふらっとプラン約款

旧	新
MFP 保守サービスふらっとプラン約款	MFP 保守サービスふらっとプラン約款
第 12 条（月額保守料及びその計算方法） （中略） 5.月額基本料は、本複合機の設置日の翌月より発生するものとします。 6.第 28 条（期間）第 2 項にもとづく本契約の自動更新時に、月額基本料及び超過カウンター単価が 20%上昇するものとし、以降も、1 年間の自動更新の都度、超過カウンター単価が毎年 20%ずつ上昇するものとします。ただし、契約締結時の価格の 207%を上限とします。 7.お客様が本複合機を当社の指定する重点エリア内から重点エリア外に移動したときは、当社は超過カウンター単価の引上げをお客様に請求できるものとし、お客様はこれに応じるものとします。 8.経済情勢の著しい変動などにより、月額保守料の価格は改定されることがあります。この場合、当社はおお客様に対して、改定日の 30 日以上前に文書で通知するものとします。	第 12 条（月額保守料及びその計算方法） （中略） 5.月額基本料は、本複合機の設置日の翌月より発生するものとします。<u>なお、月額基本料は日割り計算されません。</u> 6.第 28 条（期間）第 2 項にもとづく本契約の自動更新時に、月額基本料及び超過カウンター単価が 20%上昇するものとし、以降も、1 年間の自動更新の都度、超過カウンター単価が毎年 20%ずつ上昇するものとします。ただし、契約締結時の価格の 207%を上限とします。 7.お客様が本複合機を当社の指定する重点エリア内から重点エリア外に移動したときは、当社は超過カウンター単価の引上げをお客様に請求できるものとし、お客様はこれに応じるものとします。 8.経済情勢の著しい変動などにより、月額保守料の価格は改定されることがあります。この場合、当社はおお客様に対して、改定日の 30 日以上前に文書で通知するものとします。 <u>9.第 5 項の規定にかかわらず、お客様が解約希望日の 1 ヶ月前までに当社に解約の通知をしたときは、早期通知の特典として、解約月の月額基本料が日割り計算となります。ただし、超過使用料が発生したときは、この限りではありません。</u>

MFP 保守サービスふらっとプラン約款

旧	新
第 22 条（解除） （中略） 5.お客様は解約日の 2 ヶ月前までに当社に対して通知することにより、本契約を中途解約することができるものとします。	第 22 条（解除） （中略） 5.お客様は当社に対して通知することにより、本契約を中途解約することができるものとします。
制定日 2017 年 10 月 1 日 改訂日 2018 年 12 月 1 日 改訂日 2020 年 4 月 1 日 改訂日 2020 年 5 月 1 日 改訂日 2021 年 12 月 22 日 改訂日 2022 年 5 月 30 日 改訂日 2023 年 3 月 16 日	以上 スターティア株式会社 制定日 2017 年 10 月 1 日 改訂日 2018 年 12 月 1 日 改訂日 2020 年 4 月 1 日 改訂日 2020 年 5 月 1 日 改訂日 2021 年 12 月 22 日 改訂日 2022 年 5 月 30 日 改訂日 2023 年 3 月 16 日 改訂日 2023 年 12 月 27 日